

専門実践教育訓練給付金について：香川大学ビジネススクールの場合

(1) 支給額（6ヶ月ごとの支給）

○1年前期（6ヶ月分）

入学金 282,000 円 + 授業料（前期分） 267,900 円 = 549,900 円

40%支給で→219,960 円

○1年後期（6ヶ月分）

授業料（後期分） = 267,900 円

40%支給で 107,160 円支給ですが、1年間の上限 32 万円を超えるため減額。

支給額は→100,040 円

○2年前期（6ヶ月分）

授業料（前期分） = 267,900 円

40%支給で→107,160 円

○2年後期（6ヶ月分）

授業料（後期分） = 267,900 円

40%支給で→107,160 円

○2年間で修了（学位取得）すれば

経費総額：入学金 282,000 円 + 授業料 2 年分 1,071,600 円 = 1,353,600 円

その 60% = 812,160 円

こちらから既に支給された分を減額して

修了時支給額は→277,840 円（修了後 1 年以内に雇用保険に加入している場合）

合計支給額 812,160 円

(2) 対象となる方は

当分の間、初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする方については、被保険者として雇用された期間が過去に 2 年以上であれば可能となります。

(3) 最初に必要な手続き

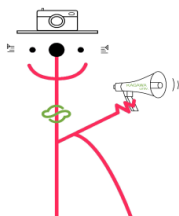
専門実践教育訓練の教育訓練給付金の手続きをする場合、訓練対応キャリア・コンサルタント※1による訓練前キャリア・コンサルティングで、就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載したジョブ・カードの交付を受けたあと※2、ハローワークなどで配布する『教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票』とジョブ・カードをハローワークへ提出する必要があります。この手続きは、受講開始日の 1 か月前までに行う必要があります（支給を受けるための支給申請は、別途手続きが必要）。

※1 訓練対応キャリア・コンサルタントは現在ハローワークには在籍していません。

ジョブ・カードの交付は下記にて行っています。

香川労働局 職業安定部 地方訓練受講者支援室
「求職者支援制度、ジョブ・カード、公共職業訓練等」
TEL: 087-804-8900 FAX: 087-811-8934

※2 在職者の場合、訓練前キャリア・コンサルティングを受けず、勤務先の雇用保険の適用事業主が専門実践教育訓練を受講することを承認したことを証明する書類を提出することで代替できます。



専門実践教育訓練の詳細、最新の情報については、お近くのハローワークにて直接お尋ねください。